

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

May, 2008

なごみ便り

www.101dog.co.jp

## 税制改正法案成立で確認しておきたい適用関係

ガソリン税などの暫定税率問題により遅れていた平成20年度税制改正に関する法律「所得税法等の一部を改正する法律」、「地方税法等の一部を改正する法律」が4月30日に再可決され成立し、同日公布・施行されました。

### 主な適用関係を再確認しましょう！

#### 交際費等の損金不算入

**平成20年4月1日に遡っての適用**となり、これまでと大きな変更点はなく期限が2年延長されました。よって今までどおりの取扱いとなります。交際費が全額損金に認められるのではないかと期待されていた方は残念でした。



#### 試験研究費の税額控除の特例・・・**平成20年4月1日に遡っての適用**

欠損金の繰戻しによる還付の不適用（欠損が出た場合に過去に払った税金を還付してもらう制度が現在不適用となっています）

**平成20年4月1日から4月29日の間に終了した事業年度**については欠損金の繰戻しによる還付を受けることができます。逆を言うと、4月末日決算法人は、この繰戻し還付制度の適用はなく、あくまでも制度の適用があるのは、4月1日から29日の間に終了した事業年度となります。



#### 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

使途秘匿金の追加課税は**平成20年4月1日から4月29日までに支出**したものについては行われなかったこととなりました。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

ガソリン税だけでなく、会社に関する規定について最低限の部分は確認しておきましょう。  
(参考)上記のほか、詳細は下記サイトを参考にしてください。

国税関係 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy200430.htm>

地方税関係 [http://www.soumu.go.jp/menu\\_00/important/080430\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_00/important/080430_2.html)

## コンビニ納付、一ヶ月で約3万件利用！

今年1月21日から全国の国税局・税務署で新たに国税のコンビニ納付が開始されました。国税のコンビニ納付は、平成19年度税制改正において導入されたもので、このたび国税のコンビニ納付は一か月間に約3万件の利用があったようです。

国税のコンビニ納付には、税務署から送られてくるバーコード付納付書が必要です。しかしバーコード付納付書を発行してもらうには条件があります。

その納付税額が下記の場合に税務署から発行されます。

30万円以下で、確定した税額を期限前に通知する場合

督促・催促を行う場合

賦課課税方式による場合(各種加算税)

確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合

コンビニ納付は、自動車税などの地方税ではすでに導入されています。地方税は、軽自動車税に加え、市府民税、固定資産税・都市計画税もコンビニエンスストアで納付することができます。

下記の条件に当てはまるものは利用できませんが、コンビニ納税は、仕事で夜遅くまで忙しい人など日中時間がとれない人にとっての利便性の向上が期待されています。まだ利用されたことのない方、検討されてはいかがでしょうか？

(利用できない場合)

納付額が1枚につき30万円を超えるもの

期限を経過した納付書

金額が訂正されたもの等

文章担当(岡本、有澤)



## ～利益UP大作戦！！～

「売上、利益をぐんぐん伸ばしたい」、「資金繰りをスムーズにしたい」、「金融機関からの評価をUPさせたい」、こんなポジティブな考えをお持ちの方！！

経営計画や戦略目標を立て、進むべき道を明確にすることをお勧めいたします！我々はそれらのお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください！！

詳しくは『株式会社 和』までお問い合わせください。 TEL .06-6944-4117